

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成31年2月6日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800207 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800053 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 24 年 2 月 1 日から平成 26 年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 24 年 2 月から平成 26 年 6 月までの標準報酬月額については、16 万円から 28 万円とする。

平成 24 年 2 月から平成 26 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 2 月から平成 26 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 24 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間及び平成 24 年 9 月 1 日から平成 26 年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 24 年 1 月の標準報酬月額については、16 万円から 28 万円、平成 24 年 9 月から平成 26 年 6 月までの標準報酬月額については、28 万円から 30 万円とする。

平成 24 年 1 月の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）及び平成 24 年 9 月から平成 26 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額（結論 1 の標準報酬月額（28 万円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 1 月 1 日から平成 26 年 7 月 1 日まで

ねんきん定期便に記載されている請求期間に係る標準報酬月額は、私が所持する給料明細に記載されている給与額よりも低い記録となっている。厚生年金保険料も多く控除されているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 24 年 2 月 1 日から平成 26 年 7 月 1 日までの期間については、請求者が提出した給料明細及び日本年金機構が A 社への総合調査時に同社から提出された給料明細等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（16 万円）を上回っていることが確認できる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の

報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を超える場合である。

したがって、請求者の平成24年2月1日から平成26年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給料明細等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料額から、平成24年2月から平成26年6月までの標準報酬月額については、16万円から28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成24年2月から平成26年6月までの期間に係る届出及び厚生年金保険料納付については不明と回答しているが、日本年金機構が保管する請求者に係る平成24年及び平成25年に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成24年2月1日から平成26年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成24年1月1日から同年2月1日までの期間については、給料明細等により確認できる報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っているものの、給料明細等により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による年金記録の訂正は認められない。

- 2 請求期間のうち、平成24年1月1日から同年2月1日までの期間及び平成24年9月1日から平成26年7月1日までの期間については、給料明細等により、毎年の定時決定の基礎となる4月から6月までに支払われた報酬月額を確認できることから、平成24年1月の標準報酬月額については、16万円から28万円、平成24年9月から平成26年6月までの標準報酬月額については、28万円から30万円とすることが必要である。

なお、平成24年1月の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）及び平成24年9月から平成26年6月までの訂正後の標準報酬月額（結論1の標準報酬月額（28万円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1800273号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1800021号

第1 結論

平成5年4月1日から同年5月1日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

平成5年5月1日から平成6年1月1日までの請求期間、平成6年4月1日から同年7月1日までの請求期間及び平成6年11月20日から平成19年7月1日までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成5年4月1日から同年5月1日まで
② 平成5年5月1日から平成6年1月1日まで
③ 平成6年4月1日から同年7月1日まで
④ 平成6年11月20日から平成19年7月1日まで

平成5年4月に請求期間①の国民年金保険料を納付し、その後、請求期間②、③及び④の国民年金保険料を全額免除していた。

年金記録では請求期間が年金に未加入とされているので、調査の上、請求期間①を国民年金保険料の納付済期間に、請求期間②、③及び④について国民年金保険料の全額免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 初めて国民年金に加入することとなった際は、加入手続後、加入者に対し速やかに国民年金手帳記号番号又は基礎年金番号(平成9年1月から使用されている制度共通の番号)が払い出され、国及び市区町村は当該番号により国民年金被保険者(加入者)の記録を管理することとなる。オンライン記録によると、請求者に基礎年金番号(*)が付番された日は平成19年7月9日であり、当該番号により請求者が初めて国民年金被保険者資格を取得した日は平成30年5月1日とされている。

また、日本年金機構は、請求期間①から④までにおいて、請求者に国民年金手帳記号番号は払い出されておらず、基礎年金番号についても*以外に付番していない旨回答している。

さらに、請求者の住所地であるA市は、請求期間①から④までに係る請求者の国民年金加入記録は確認できない旨回答している。

2 請求期間①について、前述のとおり、当該期間は国民年金に未加入であり、請求者は、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、請求者が、請求期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

3 請求期間②、③及び④について、前述のとおり、当該期間は国民年金に未加入であり、請求者は、当該期間に係る国民年金保険料の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

また、請求期間②、③及び④は合計 163 月と長期間かつ複数年度にわたっており、当該期間すべての国民年金保険料が免除されるためには複数回の免除申請手続が必要となるところ、免除申請書を受理、審査し、その審査結果を通知する一連の事務処理過程において、A市及び社会保険事務所（当時）がいずれもこれを記録しなかったとは考え難い上、請求者が当該期間の国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料はなく、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②、③及び④の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1800205号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第1800052号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(後のB社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年2月14日から同年10月13日まで

請求期間について、私は、C市に所在するDホテルのレストランで勤務していた。毎月の給与支給明細から社会保険料が控除されていることを確認し、健康保険証の交付を受けていた。年金記録では請求期間が厚生年金保険に未加入とされているので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、E社を退職後、2か月から3か月経過した後に、C市に所在するDホテルのレストランで勤務していた旨主張しているところ、雇用保険被保険者記録によれば、請求者は昭和55年2月12日にE社を離職し、その後、B社において同年6月30日に雇用保険被保険者資格を取得した記録が確認できる。

一方、請求期間当時、請求者の主張する住所地において、A社(後のB社)がDホテルを営営していたことが確認でき、請求者の主張及び前述の雇用保険被保険者記録を踏まえると請求事業所はA社であると考えられるところ、同社に係る厚生年金保険被保険者原票には、請求者の被保険者資格の取得年月日は昭和55年10月13日と記載されている。

請求者の主張する住所地において、現在、Dホテルを営営するF社は、請求者に係る書類の保管はない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったが、請求者の主張を裏付ける回答又は陳述を得ることができない。

さらに、請求期間当時、A社は、G健康保険組合に加入しており、同健康保険組合は組合員に係る健康保険被保険者証を発行していたが、同健康保険組合が保管する被保険者台帳によれば、A社における請求者の健康保険被保険者資格の取得年月日は昭和55年10月13日であることが確認でき、当該取得年月日は前述の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日(昭和55年10月13日)と一致する。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。